

8練教教給第 757 号
令和 8 年 9 月 18 日

保護者の皆様

練馬区教育委員会事務局
保健給食課長 渡辺 雅昭
(公印省略)

令和 8 年度 練馬区立小中学校給食弁当代替費補助事業のお知らせ

練馬区立の小学校および中学校に在籍する児童・生徒の保護者に、学校給食の代わりに保護者が弁当対応する経費を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として練馬区立小中学校給食弁当代替費補助事業を実施いたします。学校からの報告に基づき、ご自宅に交付案内を送付しますので、下記のとおりご対応ください。

記

1 支給対象

食物アレルギー、宗教等のやむを得ない事情のため、学校給食に弁当を持参した児童・生徒を対象とします。

【支給対象者一覧表】

弁当の持参方法	対象	備考
毎日、給食の全てについて弁当を持参している場合	○	給食実施回数分が補助の対象になります。
一部の日にちで、給食の全てについて弁当を持参している場合	○	弁当を持参した回数分が補助の対象になります。
牛乳のみ給食の提供を受けて、他の給食の全てについて弁当を持参している場合	○	牛乳代金を差し引いた補助単価で補助金を計算します。
1 食の中で一部弁当持参（献立によって主食・主菜・副菜等を持参し、給食の一部を食べる場合）	×	学校給食補助事業において補助いたします。
飲用牛乳を除去する場合	×	
除去食を提供する場合	×	

※学校給食補助事業と同様に、生活保護受給中の方は補助の対象となります。

2 提出書類

保健給食課から交付案内を対象者に送付します。保健給食課へご提出ください。

3 補助対象期間

令和8年4月から

4 補助額について

学校給食費を補助単価とし、弁当の持参回数に応じて補助金を保護者に支給します。

【補助単価】（令和8年度学校給食費と同額）

小学校（低学年） 350 円/食

（中学年） 374 円/食

（高学年） 405 円/食

中学校 467 円/食

※ 牛乳のみ提供を受けている場合は上記金額から牛乳代金を引いた金額で計算します。

5 支給方法について

学校からの報告を基に決定した金額を年2回支給します。

保健給食課から交付案内を郵送しますので、保健給食課へご提出ください。

申請書兼請求書提出のご依頼時期は下記振込予定時期の約2ヶ月前を予定しております。

提出方法につきましては原則、インターネットによる方法を予定しております。

【補助金振込予定】

ア 第一回目 令和8年12月～令和9年1月ごろ（令和8年4月から同年9月分）

イ 第二回目 令和9年4月～同年5月ごろ（令和8年10月から令和9年3月分）

【担当】

練馬区教育振興部 保健給食課 学校給食係

電 話 03-5984-5736

F A X 03-5981-1221